

第一号様式 (第三条関係)

(表紙)

11.5センチメートル
7センチメートル
動力車操縦者 運転免許証
国土交通省

(表紙内側)

<p>注 意 事 項</p> <p>1 運転免許証を滅失し、又は毀損したときは、再交付を受ける又は当該所属事業者名に変更するときは、遅滞なく、変更の申請を提出し、遅滞なく、運転免許証を返納すること。</p> <p>2 運転免許証の申請を提出し、遅滞なく、運転免許証を返納すること。</p> <p>3 運転免許証の申請を提出し、遅滞なく、運転免許証を返納すること。</p> <p>4 運転免許証の申請を提出し、遅滞なく、運転免許証を返納すること。</p>
--

(表)

交付 年 月 日 (再交付 年 月 日)		
地方運輸局長		印
運 転 免 許 の 条 件		

  

写 真  スタンプ	氏 名  年 月 日生  所 属 事業者名
--------------------	--------------------------------------

  

運 転 免 許 の 種 類	運 転 免 許 の 番 号 及 び 年 月 日	地 方 運 輸 局 印

(裏)

記載事項変更記入欄			
変更年月日	変更項目	変更事項	地輸 方局 運印

  

変更年月日	変更項目	変更事項	地輸 方局 運印
備考			

備考 備考欄には、第14条第2項に規定する事項その他必要な事項を記載する。